

ご夫婦の確認書類

当院では不妊治療を受ける方の婚姻関係については、生まれてくるお子さんの権利を守るために、基本的には法的婚姻関係のあるご夫婦とさせていただいております。しかし、夫婦別姓など様々な理由により事実婚として夫婦生活を送られている方もおられますので、その場合同一世帯であることを条件に治療をお受けいたします。

お二人の婚姻確認手段として以下の書類をご提示いただきます

下記いずれも3か月以内に発行されたもの

<婚姻関係のある場合>

戸籍謄本 もしくは 住民票（続柄かつ筆頭者の記載があるものに限る）

<事実婚の場合> ①+②両方が必要です

①お二人それぞれの戸籍謄本

②お二人それぞれの住民票 ※お二人が同一世帯（同一住所）であることが条件となります

別途、当院でお渡しする事実婚に関する申立書（誓約書）に記載して頂く必要があります